

○清瀬市まちを美しくする条例

平成 10 年3月 30 日条例第2号

清瀬市まちを美しくする条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等、吸い殻等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに歩行中又は自転車等走行中の喫煙の禁止について、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等の投棄及び飼い犬のふんの放置並びに歩行中又は自転車等走行中の喫煙の禁止その他の必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は紙くずをいう。
- (3) 喫煙 喫煙し、又は、火の付いたたばこを所持することをいう。
- (4) 市民等 市民及び市内に滞在する者(通過する者を含む。)をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、地域の環境美化を促進するために、前条第4号から第5号に掲げる者が行う環境美化活動への支援及び啓発等総合的な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 自宅及びその周辺において環境美化活動を行うこと。
- (2) 空き缶等又は吸い殻等の散乱を防止すること。
- (3) 歩行中又は自転車等走行中の喫煙をしないこと。
- (4) 屋外で喫煙するときは、喫煙用吸殻入れを携帯すること。
- (5) 飼い犬の散歩、運動等をさせるときは、ふんを処理するための用具を携帯すること。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺において環境美化活動に努めなければならない。

- 2 **たばこ並びに**容器入り飲料等を販売する自動販売機を設置し、又は管理する事業者は、自動販売機周辺を清潔に保持しなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等、吸い殻等が投棄され、又は飼い犬のふんが放置されないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。

(禁止行為)

第7条 市民等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路、河川、公園、学校その他公共の場所及び他人が所有し、又は管理する土地又は建物(以下「公共の場所等」という。)に空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨てること。
- (2) 自己の所有し、又は管理する飼い犬のふんを公共の場所等に放置すること。
- (3) 歩行中又は自転車等走行中の喫煙をしてはならない。

(環境美化推進重点地域の指定)

第8条 市長は、環境美化の促進を図るため、空き缶等、吸い殻等の投棄又は飼い犬のふんの放置及び歩行中又は自転車等走行中の喫煙を特に防止する必要があると認めた地域を環境美化推進重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、重点地域の空き缶等、吸い殻等の投棄又は飼い犬のふんの放置及び歩行中又は自転車等走行中の喫煙がなくなり、当該重点地域の指定を存続させる必要がなくなったと認めるときは、重点地域の指定を解除しなければならない。
- 3 市長は、重点地域の指定又は指定の解除をしようとするときは、当該重点地域を管轄する警察署その他関係機関と協議するとともに[清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例\(平成4年清瀬市条例第20号\)第9条第1項](#)に規定する清瀬市廃棄物減量等推進審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 市長は、重点地域の指定又は指定の解除をしたときは、その旨を告示するとともに市広報紙等を通じて十分な広報活動を行うものとする。

(勧告、命令及び公表)

第9条 市長は、重点地域内において第5条第2項の規定に違反していることが明らかであるときは、その者に対し、改善するよう勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、期間を定めて、必要な改善その他の措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、前項の命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わないときは、その事実その他必要な事項を公表することができる。

(美化推進員)

第10条 商店会、自治会及び事業所等は、必要に応じて周辺地域での自主的な環境美化活動の推進及び市との連絡窓口の役割を担う美化推進員を置くことができる。

2 前項に規定する美化推進員を置いたときは、市長にその氏名等を報告するものとする。

(立入調査)

第11条 市長は、第9条の規定による勧告、命令又は公表を行う必要があると認めるときは、市長の指定する職員に事業者又は当該自動販売機が設置されている土地所有者等の土地又は建物に立入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(清瀬市まちを美しくする日)

第12条 地域の環境美化意識の向上と実践活動を推進するため、毎年5月30日を「清瀬市まちを美しくする日」と定める。

(罰則)

第13条 重点地域内において、第7条各号の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、清瀬市規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成10年5月1日から施行する。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3 第13条の規定は、第8条第4項に規定する重点地域の指定の告示をした日から起算して6月を経過した日から適用する。

○清瀬市まちを美しくする条例施行規則

平成10年4月30日規則第18号

清瀬市まちを美しくする条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[清瀬市まちを美しくする条例](#)(平成10年清瀬市条例第2号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(勧告、命令及び公表の方法等)

第2条 [条例第9条第1項](#)及び[第2項](#)に規定する勧告及び命令は、書面をもって行うものとする。

2 [条例第9条第2項](#)に規定する期間は、10日とする。

3 [条例第9条第3項](#)に規定する公表は、広報に登載する方法等により行うものとする。

附 則

この規則は、平成10年5月1日から施行する。